

地方公共団体情報システム標準化に係る 情報提供依頼（福祉総合システム）

2025年（令和7年）7月

福山市
保健福祉局 福祉部 福祉総務課

1 R F I の背景と目的

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度末までに国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行に向け、検討を進めていた。しかしながら、福祉総合システムについては、令和7年度中の標準準拠システムへの移行が困難な状況（特定移行支援システム）となっている。

移行の実現に向け、調達時期の見直しや概算費用の把握を行うことを目的として情報提供依頼を実施する。

2 R F I 実施の前提条件

（1）対象システムと業務範囲

標準化対象システム：障害福祉システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、養育医療システム

標準化対象外システム：子ども医療費助成、ひとり親医療費助成、重度医療費助成ほか（詳細は別紙一覧のとおり）

（2）システム機能

標準化対象システムにおいては、標準仕様書に定められた「必須実装機能」のほか、いくつかの「標準オプション機能」及び共通機能の実装がある。また、ノンカスタマイズを原則とするが、国が許可している範囲内でのカスタマイズが発生する。

（3）クラウドサービスの利用

ガバメントクラウドサービスの利用を原則とする。

なお、ガバメントクラウド利用に係る回線・通信機器については、本市が別途調達する。

また、現状本市はシングルクラウド・マルチベンダーを想定している。

3 情報提供に係る依頼から提供までの流れと諸注意

(1) 参加表明 <事業者 → 本市>

提出期限	2025年(令和7年)7月25日(金) 17:00 [必着]
提出内容	「【別紙1】RFI参加表明書」
提出方法	原則、電子メール送付による 件名は <u>「RFI」標準化(参加表明)</u> とする
提出先	fukushi-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp
担当	福山市保健福祉局福祉部福祉総務課 担当者：林原 TEL：084-928-1244

(2) 本市資料の提供 <本市 → 事業者>

参加表明をした事業者に対し、本市資料を電子メールにより提供する。

(3) 質疑・回答 <事業者 ⇄ 本市>

本市が提供したRFI資料一式に対しての質問を事業者から受ける。

提出期限	2025年(令和7年)8月8日(金) 17:00 [必着]
提出内容	「【別紙2】質問・回答票」
提出方法	電子メール送付による 件名は <u>「RFI」標準化(質問)</u> とする
提出先	(1) 参加表明 の提出先と同じ
回答期限	2025年(令和7年)8月15日(金) 17:00
回答方法	電子メール送付による

なお、来庁又は電話による質問には原則回答しない。

本市は当該質問に個別に回答する。(質問及び回答内容は公表しない。)

なお、回答に対する再質問についても、上記の質問と同様の扱いとする。

(4) 情報提供資料の提出 <事業者 → 本市>

提出期限	2025年(令和7年)8月29日(金) 17:00 [必着]
提出内容	情報提供資料一式 後述「5 情報提供を依頼する内容」参照
提出方法	電子メール送付による 件名は <u>「RFI」標準化(情報提供)</u> とする
提出先	(1) 参加表明 の提出先と同じ

なお、メール添付ファイルの形式は、Word2016、Excel2016、PowerPoint2016、Acrobat Reader のいずれかで開くことのできる形式で作成すること。

(5) 留意事項

- 本R F Iは、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではないこと。
- 本R F Iに対して、事業者からどのような提案を提示されても、それをもって将来のシステム購入を約束するものではないこと。
- 事業者の回答について、あらためて質問等をする場合があること。
- 提供された情報については、本市組織内でコピー・配付をすることがあるが、事業者に断りなく他地方公共団体や他社への配付はしない。
- 用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限りシステム管理業務経験のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用すること。専門用語を使用しなければならない場合は、注釈をつけること。事業者独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易な表現による注記をつけること。
- 提供された情報・資料は返却しない。

4 提供する資料の内容

本市から提供する資料の詳細は次のとおりとする。

様 式 名	説 明
地方公共団体情報システム標準化に係る情報提供依頼（R F I）	本依頼書
【資料１】業務システムの基礎情報及び外部委託状況調査シート	現行システムの事業者情報等と帳票の外部委託の情報を記載
【資料２】システム利用拠点の調査シート	現行システムを利用している支所等の情報を記載
【資料３】システム利用状況の調査シート	現行システムを利用している職員数、端末数を記載
【資料４】現行業務量調査シート	現行システムで保有しているデータを記載
【資料５】周辺機器調査シート	現行システムで使用しているプリンタ等の周辺機器を記載
【資料６】Fit&Gap 確認結果票	標準仕様書と現行システムのFit&Gap 結果を記載 各業務の版数は次のとおり 障害福祉 第 2.1 版 児童手当 第 1.1 版 児童扶養手当 第 1.1 版 健康管理（養育医療）第 1.1 版
【資料７】連携一覧	標準化対象外業務システムと連携しているシステム一覧
【資料８】標準化対象外業務仕様書	福祉総合システムで管理している標準化対象外業務の仕様書

5 情報提供を依頼する内容

次の内容について、情報提供を依頼する。

様 式 名	説 明
【別紙1】 R F I 参加表明書	3（1）の期限内に必ず提出すること。
【別紙2】 質問・回答票	本市が提示する資料の内容について質問があれば提出すること。
任意様式 提案システム概要	貴社が提供する標準準拠システムの全体概要、具備する機能（標準オプションの実装について）、画面イメージ等の情報等を提示すること。 標準化対象外業務については、導入可能な業務について回答すること。
任意様式 構築スケジュール（事業者案）	本市に提案することができる導入スケジュール案を提示すること。
【別紙3】 見積書 任意様式	様式は任意で構わないが、記載内容は福山市様式に準ずること。 見積は①標準化対象システム②標準化対象外システムそれぞれ作成すること。 ①移行経費②移行後のシステム利用料・運用保守経費が分かるように記載すること。 見積の前提事項があれば記載すること。
任意様式 その他資料	本件について、他に情報提供可能な資料があれば提出すること。

6 その他

（1）情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出された情報提供資料については、本市職員及び本業務に関する支援業務の受託事業者にて点検し、その内容について必要に応じてヒアリングを依頼する場合がある。